

広島県公安委員会規程第1号

広島県警察署協議会の委員の委嘱等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年1月28日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

広島県警察署協議会の委員の委嘱等に関する規程の一部を改正する規程

広島県警察署協議会の委員の委嘱等に関する規程（平成13年広島県公安委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「第 号を「年 月 日」に、「広島県警察署長」を「広島県警察署長（課名）」に改める。

附 則

この公安委員会規程は、平成28年2月29日から施行する。